

令和3年12月15日

聖籠町長 西脇 道夫 様

聖籠町職員の失職特例検討委員会

委員長

馬場 健

聖籠町職員の失職特例の必要性について（答申）

令和3年6月22日に聖総第184号で諮問のありました標記のことについて、本委員会において慎重に検討を行った結果、下記のとおり答申します。

なお、本委員会における意見等について、留意されるべき事項として付記しますので、十分にご検討いただくよう要望します。

#### 記

- 1 聖籠町職員の失職について、地方公務員法第28条第4項に規定されている特別の定め（失職の例外）を条例に規定することが適当
- 2 特別の定めの対象は、過失による交通事故又は過失による職務遂行中の事故で禁錮刑以上に処せられ、刑の執行が全部猶予された者とするのが適当
- 3 特例を適用するにあたっては、事故等の被害者感情等を十分に考慮し、厳格に運用することが適当

#### 【附帯意見等】

- 1 特例適用の検討にあたっては、必要に応じ、当該判断の妥当性について法律の専門家である有識者と意見交換を行うなどして公正を保ち、厳格な運用に努められたい。
- 2 答申に至った議論の過程については別紙のとおりであるので、今後の運用にあたり参考にされたい。

以上